

福祉サービス利用援助事業で 応援します

ひとり暮らしの知的障がい者の事例から

「福祉サービス利用援助事業」は、認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方が、地域で安心して生活できるよう、日々の心配ごとの相談や、福祉サービスを利用するにあたって必要な手続きをなどについて援助する事業です。

●事例検討から

昨年度、宍粟市の地域包括支援センターと宍粟市社協は地域で活動する福祉や介護に携わるスタッフ（ケアマネジャーやホームヘルパー、社協職員）と、この事業についての勉強会に取り組み、事例検討を行いました。

Aさんの事例は、この検討からみつかりました。Aさんは母子家庭で、幼い頃から知

的な障がいがありました。地域の人たちの支えの中で暮らしてきました。母親が亡くなり一人になっても、お金の計算ができないAさんを地域の人たちは当然のように支えました。

●家事援助と

近隣の好意の限界

一人暮らしになってから、近所の方が行政に相談し、介護保険で訪問介護を利用し、Aさんが自分で家事をできるようにヘルパーが援助しました。しかし、食料や日用品の購入の問題がでてきました。それまで金銭管理は隣人が手助けしていましたが、近隣の好意だけでは限界があることがあきらかになり、福祉サービス利用援助事業利用の検討

となりました。

●支援開始

そこで、月1回、社協がAさんに代わって預金通帳から必要な金額を払い戻し、Aさんの生活費を渡すことを提案しました。また、通帳、印鑑を社協で預かることも説明しました。Aさんは、拒むことなく承諾されました。

支援を始める前に、Aさんの預金口座の整理が必要となりました。社協で預かることができると規定されているためです。

●生活支援員の

関わりがポイント

Aさんへの支援は、社協の生活支援員が毎月訪問し、預かった預金から生活費を渡しています。また、郵便物の確

認や不審な契約書はないか、見慣れない品物はないか等ヘルパーと連携して生活の見守りをしています。

これまでAさんは、障がいがあっても、生まれ育った自分の家で暮らしていくことができず、これは、公的な制度や援助が支えていたわけではなく、地域の人たちの力で支えられてきたのです。今回、福祉サービス利用援助事業を利用することとなり、おそれなく今後、介護サービスの利用が増えていくものと思われま。しかし、これまでの地域の支えがなくならないよう、生活支援員をはじめ多くの支援者（地域包括支援センター、ケアマネジャー、作業所スタッフ、民生委員、親戚など）が連携をとりながらどのように関わっていくかがポイントになります。

また、この事業は、判断能力に不安のある高齢者の生活も支えます。遠くに離れて暮らす家族の安心にもつながることの啓発を行っています。